

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号）中一部改正

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「対象会員が対象活動に参加するために保育サービス」を「子一人につき、保育サービス」に、「当たり五千円」を「当たり一万円」に改め、「子一名につき」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助  
補助金支給申請書**

**申請者**

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
子の氏名		ファクシミリ 番号	
電子メールアドレス (補助金申請完了通知を電子メールで受領したい場合)			

**対象活動 1**

種 類	<input type="checkbox"/> 弁護士会活動 <input type="checkbox"/> 研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	<input type="checkbox"/> 日弁連 <input type="checkbox"/> 弁護士会 <input type="checkbox"/> 弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)
対象 活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金 申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。  
 ※補助金申請額には、\*の金額と10,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。  
 ※領収証の原本又は写しを添付してください。

**対象活動 2**

種類	<input type="checkbox"/> 弁護士会活動 <input type="checkbox"/> 研修 (該当する□にチェック☑を入れてください。)	実施者	<input type="checkbox"/> 日弁連 <input type="checkbox"/> 弁護士会 <input type="checkbox"/> 弁護士会連合会 (該当する□にチェック☑を入れてください。)
対象 活動名		参加年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (会社又は個人)		利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金 申請額	円	支出した費用*	円
委員長又は 事務局長署名欄			

※対象活動への参加を証明できる書類（議題書や研修資料1頁目の写し等）を添付してください。ただし、委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは不要です。  
 ※補助金申請額には、\*の金額と10,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。  
 ※領収証の原本又は写しを添付してください。

**個人情報の利用について**

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

## 附 則

- 1 第五条及び別記様式第二号の改正規定は、令和五年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第五条及び別記様式第二号の規定は、施行日以降に利用した保育サービスに係る申請から適用し、同日前に利用した保育サービスに係る申請については、なお従前の例による。